

NPO・ボランティア団体と行政との
協働事業実績調査
(令和元年度分)

調査の概要及び協働事例の紹介

福 岡 県

目 次

I	福岡県内におけるNPOと行政との協働について	
1	はじめに	1
2	調査の概要	
(1)	実施概要	1
(2)	用語の定義及び協働の形態・分野	1
3	調査結果	
(1)	協働件数	4
(2)	協働形態	5
(3)	活動分野	6
4	協働の事例	
(1)	県内全鉄道業者による交通安全広報啓発活動(県×NPO)	8
(2)	高校生と大人のしゃべり場「変わりバンク」(市×NPO)	11
(3)	広川チルドレンパーク事業(町×NPO)	14
II	参考	
1	福岡県におけるNPO法人の現状	17
(1)	認証法人数の推移	17
(2)	活動分野	18
2	調査票	
(1)	調査依頼文	19
(2)	記入要領及び記入例	20

福岡県内におけるNPOと行政との協働 について

1 はじめに

今日、少子高齢化や県民意識の多様化に伴い、地域でのつながりが薄れ、地域コミュニティの機能は低下しています。こうした中、福祉や子育て、環境問題、安全安心なまちづくりなど人々が公的サービスに求めるものは高度化・多様化しており、行政だけでは、きめ細やかな対応が難しくなっています。

そこで、様々な領域で活動するNPO・ボランティアと企業、行政がそれぞれの役割分担の下でパートナーシップを形成し、協働することで地域課題の解決に取り組み、共に地域にとって必要なサービスの提供主体となる共助社会を作ることが求められています。

これらの状況を踏まえ、共助社会の実現に向けて、NPO・ボランティアや企業をはじめ、あらゆる人々が地域課題の解決のために協働を進め、共に支え合っていく必要があります。

そこで、福岡県及び県内の市町村におけるNPO・ボランティアとの協働事業を把握し、今後の協働の促進に向けた施策の参考とするため、平成14年度から毎年この調査を実施しています。

2 調査の概要

(1) 実施概要

実施：令和2年3月

対象：福岡県及び県内60市町村

回答率：100%

調査方法：電子メール

取りまとめた回答一覧はHPに掲載しています。

※福岡県NPO・ボランティアセンターのHP

(<https://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/>) 内で「協働事業実績調査」のキーワードで検索してください。

なお、掲載している事業は、下記の協働の定義により、県及び市町村において協働事業と判断され、回答されたものです。今後の事業企画及び実施の参考にしていただくため、協働事業の形態を広義に捉えて掲載しています。

(2) 用語の定義及び協働の形態・分野（基本指針及び提言から）

協働という言葉には、統一的な定義がありません。本県では、「協働」を次のとおり定義します。

協働とは、ボランティア団体・NPO、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること

(出典：平成15年3月「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針（福岡県）」)

また、NPOに含まれる団体の範囲についても狭義から広義まであり、使い方は統一されていません。そこで、本県では、NPO・ボランティア団体を次のとおり定義します。

ボランティア団体・NPOとは、不特定かつ多数のものの利益の増進のため、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体
(出典：平成15年3月「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針（福岡県）」)

NPO・ボランティアとの協働には、様々な形態が考えられます。それぞれの事業に応じ、最も効果的な協働形態を選択することは、協働事業の可否に関わる重要な要因となります。

① 協働委託

行政がNPO・ボランティアに対し協働になじむ事業を委託する形態

*本県では、NPO等と協働で委託事業を実施する場合を特に「協働委託」と呼び、通常の委託とは区別して考えています。

② 補助

NPO・ボランティアが主体的に行う公益性の高い事業に対し、その事業等を育成、助長するため金銭等を交付する形態

③ 実行委員会・協議会

NPO・ボランティアと行政で実行委員会・協議会を組織し、主催者となって事業を行う形態

④ 共催

NPO・ボランティアと行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態

⑤ 後援

NPO・ボランティアが行う公益性の高い事業に対し、行政の後援名義の使用を認めて支援する形態

⑥ 物的支援（公の財産の使用等）

公益性の高い活動を行うNPO・ボランティアに対し、公共の空き施設を提供することや、活動に必要な物品や用具等を支援する形態

⑦ 人的支援

NPO・ボランティアが行う活動に対し、職員の派遣等を行うことにより支援する形態

⑧ アダプトシステム

地域に密着したNPO・ボランティアがその地域にある道路や河川などの「里親」になって清掃や植生管理を行う。行政と協定書を結び、行政は必要な用具の貸与や損害保険の負担、活動団体の掲示などを行う形態

⑨ 事業計画段階への参加

事業検討の際にNPO・ボランティアから提案を受けるなど県民ニーズや協働事業に関する意見を求める形態

⑩ 情報交換・情報提供

双方が持っている情報を積極的に提供し、活用し合う形態

⑪ 指定管理

公の施設の管理運営を委ねる形態

⑫ その他

上記の形態に当てはまらない項目

また、NPO・ボランティア団体は様々な分野で活動しており、特定非営利活動促進法に基づく20分野についても併せて調査を行っています。

①保健・医療・福祉の増進

②社会教育の推進

③まちづくりの推進

④観光の振興

⑤農山漁村・中山間地域の振興

⑥学術・文化・芸術・スポーツの振興

⑦環境の保全

⑧災害救援

⑨地域安全

⑩人権擁護・平和推進

⑪国際協力

⑫男女共同参画社会の形成

⑬子どもの健全育成

⑭情報化社会の発展

⑮科学技術の振興

⑯経済活動の活性化

⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充

⑱消費者の保護

⑲1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

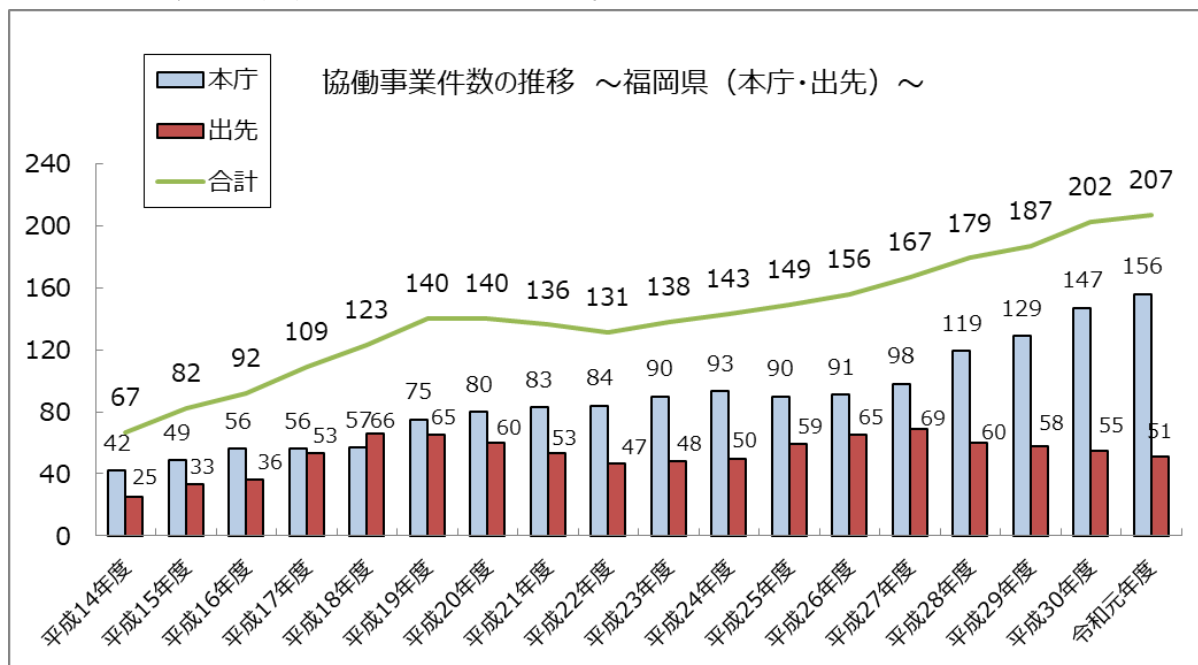
⑳その他

3 調査結果

(1) 協働件数

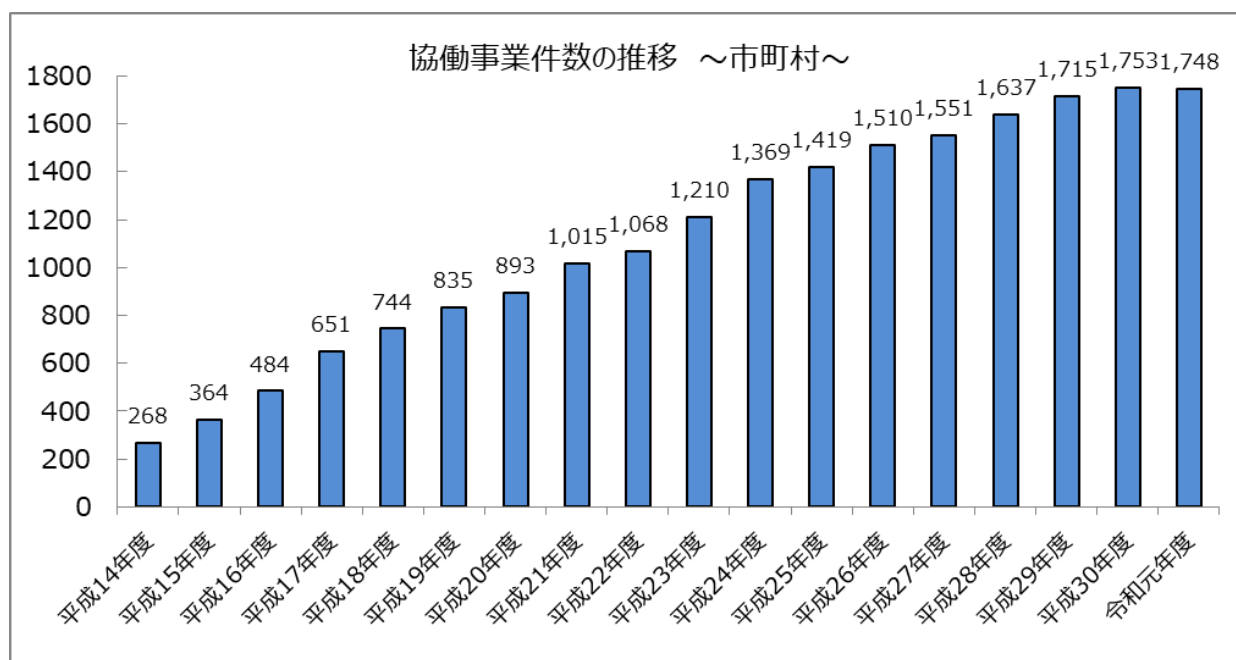
<県>

令和元年度の協働事業件数は、207件（本庁156件、出先51件）となっており、昨年より5件増加し、着実に拡大しています。



<市町村>

令和元年度の協働事業件数は、1,748件となっており、増加傾向にあります。今後のさらなる協働への取組のためには、公設センター間での積極的な情報交換や、事業担当職員への協働の理解を深めるための研修・情報発信の充実が求められます。

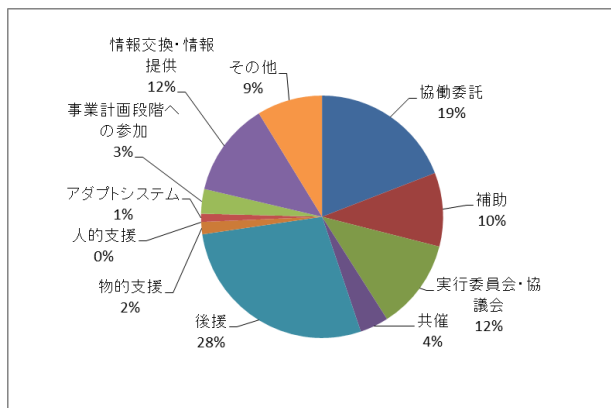


(2) 協働形態

<県>

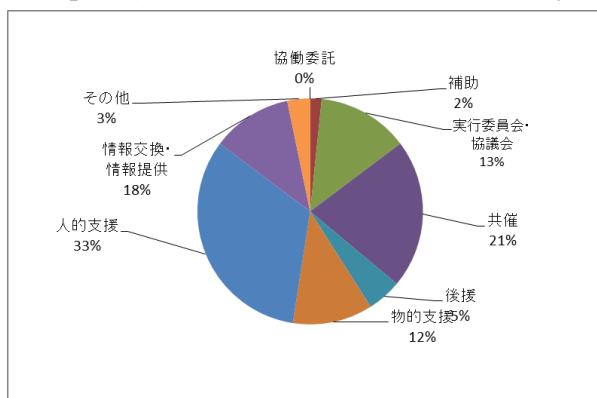
本庁「後援」が51件と最も多く、全体28%を占めています。続いて、「協働委託」、「情報交換・情報提供」となっています。また、出先機関に比べると、「人的支援」の割合が低いものとなっています。

協働形態(本庁)	
後援	51
協働委託	35
情報交換・情報提供	23
実行委員会・協議会	22
補助	18
その他	16
共催	7
事業計画段階への参加	6
物的支援	3
アダプトシステム	2



出先「人的支援」が20件と最も多く、全体の33%を占めています。続いて「共催」、「実行委員会・協議会」となっています。また、本庁では該当のある「協働委託」、「事業計画段階への参加」、「アダプトシステム」が、出先では0件となっています。

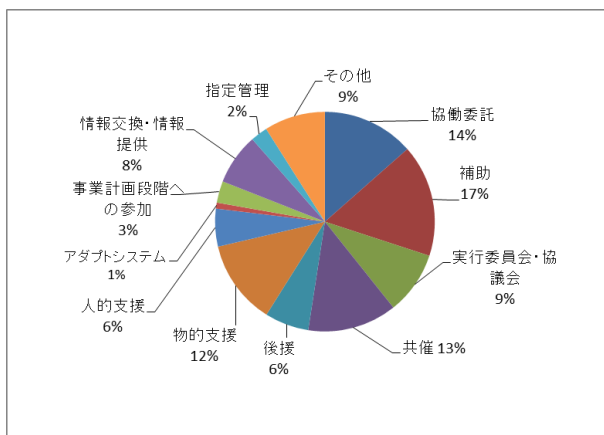
協働形態(出先)	
人的支援	20
共催	13
実行委員会・協議会	8
物的支援	7
情報交換・情報提供	7
後援	3
その他	2
補助	1



<市町村>

県にはない「指定管理」が62件あります。また「補助」の割合も県より高くなっています。

協働形態(市町村)	
補助	410
協働委託	335
共催	326
物的支援	308
実行委員会・協議会	230
その他	223
情報交換・情報提供	187
後援	161
人的支援	138
事業計画段階への参加	79
指定管理	62
アダプトシステム	22

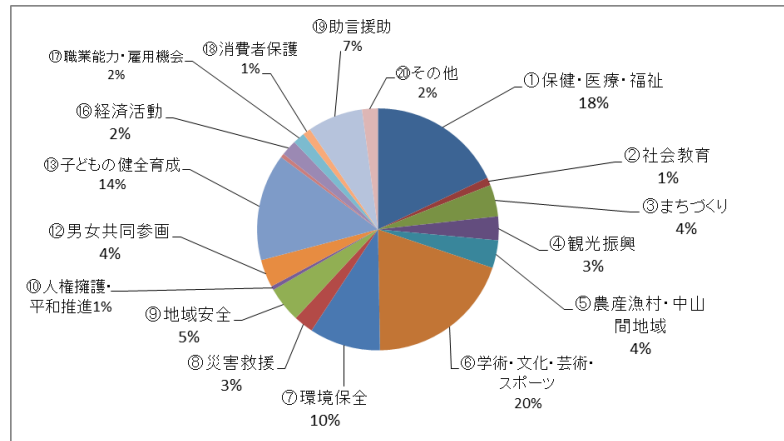


(3) 活動分野

<県>

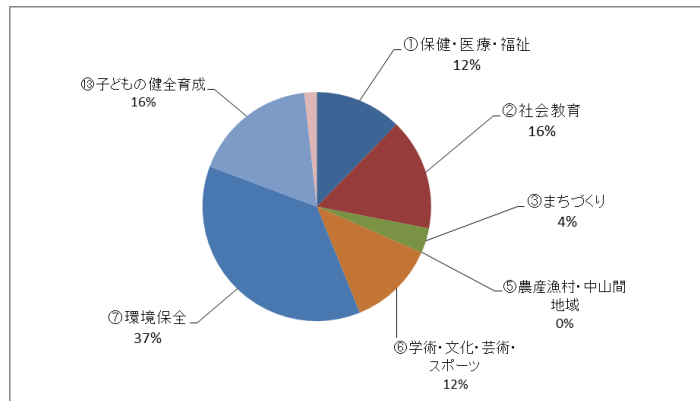
本庁 「⑥学術・文化・芸術・スポーツの振興」が 37 件と最も多く、全体の 20%を占めています。続いて、「①保健・医療・福祉」、「⑬子どもの健全育成」となっています。また、出先機関に比べると、「②社会教育」の割合が低いものとなっています。

活動分野(本庁)	
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	37
①保健・医療・福祉	34
⑬子どもの健全育成	27
⑦環境保全	18
⑱団体への助言・援助	14
⑨地域安全	9
③まちづくり	8
⑤農山漁村・中山間地域	7
⑫男女共同参画社会	7
④観光振興	6
⑧災害救援	5
⑯経済活動	4
⑳その他	4
⑦職業能力開発・雇用機会拡充	3
②社会教育	2
⑭消費者保護	2
⑩人権擁護・平和推進	1
⑭情報化社会	1



出先 本庁に比べ、「⑦環境保全」の割合が高く、全体の 37%を占めています。続いて「⑬子どもの健全育成」、「②社会教育」となっています。また、本庁では該当のある「⑧災害救援」や「⑫男女共同参画」等が、出先では0件となっています。

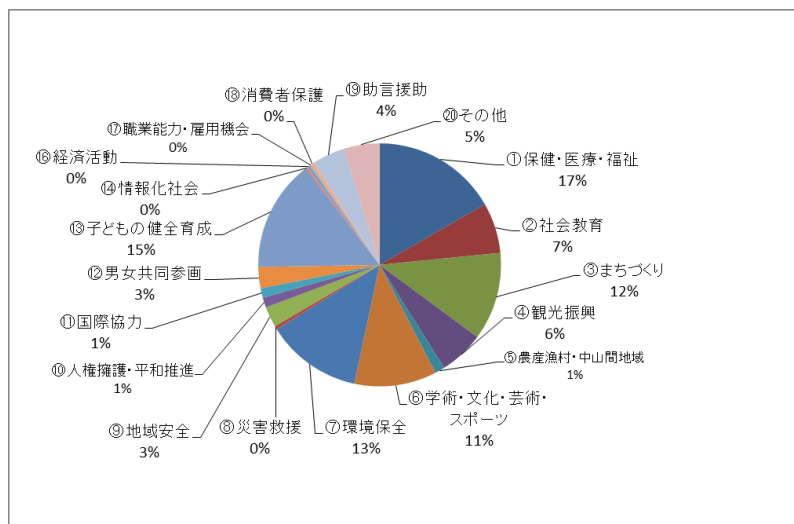
活動分野(出先)	
⑦環境保全	21
⑬子どもの健全育成	10
②社会教育	9
①保健・医療・福祉	7
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	7
③まちづくり	2
⑳その他	1



<市町村>

「③まちづくりの推進」の割合が高くなっていますが、「⑬子どもの健全育成」「①保健・医療・福祉の増進」「⑦環境保全」に関しては県と同様、高い割合を占めています。

活動分野(市町村)	
①保健・医療・福祉	341
⑬子どもの健全育成	304
⑦環境保全	264
③まちづくり	243
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	226
②社会教育	137
④観光振興	122
⑳その他	101
⑱団体への助言・援助	88
⑫男女共同参画社会	59
⑨地域安全	54
⑩人権擁護・平和推進	29
⑤農山漁村・中山間地域	27
⑪国際協力	26
⑧災害救援	10
⑭消費者保護	9
⑯経済活動	6
⑭情報化社会	5
⑦職業能力開発・雇用機会拡充	5
⑮科学技術	1



4 協働の事例

ここでは、過去に実施された協働事業のうち、県、市、町からそれぞれ1事業ずつを抽出しています。

具体的な事例を知ることで、協働の始め方や進め方、協働相手との関係作りなど、協働実践の参考としていただければ幸いです。

初めに、「県内全鉄道業者による交通安全広報啓発活動」を紹介します。飲酒運転の撲滅に向け、福岡県警察本部の鉄道警察隊とNPO法人はあとスペース、県内鉄道業者が連携し、ヘッドマーク掲載車両の運行による交通安全啓発活動を行いました。

(1) 県	<ul style="list-style-type: none">■事業名：県内全鉄道業者による交通安全広報啓発活動■協働のパートナー<ul style="list-style-type: none">行 政：福岡県警察本部鉄道警察隊N P O：NPO 法人はあとスペース企業等：県内鉄道業者
-------	--

次は、大牟田市における「高校生と大人のしゃべり場『変わりバンコ』」を紹介します。市内の高校生と大人が1対1で向かい合い、短い質問を交わし合う対話形式のワークショップを実施し、様々な思いを語り合いました。

(2) 市	<ul style="list-style-type: none">■事業名：高校生と大人のしゃべり場「変わりバンコ」■協働のパートナー<ul style="list-style-type: none">行 政：大牟田市生涯学習課、広報課N P O：市民活動団体みらサポおおむた 地域協働型高校魅力化プロジェクトチーム
-------	---

最後は、広川町における「広川チルドレンズパーク事業」を紹介します。広川町と、地域住民、NPO、大学など多様な主体が協働し、子どもの遊び場づくりに向けた様々な取組を実施しました。

(3) 町	<ul style="list-style-type: none">■事業名：広川チルドレンズパーク事業■協働のパートナー<ul style="list-style-type: none">行 政：広川町建設課、教育委員会事務局、福祉課、産業振興課、 政策調整課 ほかN P O：子どもの遊び場づくり実行委員会 遊び場サポータークラブ ほか
-------	--



県内全鉄道業者による交通安全広報啓発活動

協働期間

平成 30 年 8 月～ 継続中

協働のパートナー

行政：福岡警察本部鉄道警察隊
NPO：NPO法人はあとスペース
企業等：県内鉄道業者

役割分担

行政：企画・実施、鉄道業者との調整
NPO：企画・実施、広報
企業等：企画・実施

協働の背景

令和元年の福岡県内の飲酒運転を原因とした交通事故発生数が 133 件に上るなど、依然として飲酒運転の撲滅は大きな課題となっています。福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザーである山本氏を中心に活動する NPO 法人はあとスペースは、県内各地で講演をはじめとした様々な交通安全啓発活動を実施しています。

活動を行う中で、山本氏の講演に感銘を受けた鉄道警察隊隊員が、「鉄道警察隊として、飲酒運転撲滅のために何か一緒に取り組めないか」と NPO に声掛けし、NPO としても、より広い対象へ向けた新たな啓発に繋がることから、協働事業に取り組むことになりました。

「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」について

本県において深刻な状況にある飲酒運転の撲滅を図るため、平成 24 年に、全国で初めて罰則付きの「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」が制定されました。また平成 27 年には、飲酒運転検挙者全員にアルコール依存症の受診等を義務化、更に令和 2 年には違法な飲酒運転でありながら、アルコール濃度が基準値未満であったため検挙に至らなかった人についても指導の対象とする等を内容とする条例の見直しが行われました。

取組の概要、成果

鉄道車両に、「STOP！ 飲酒運転」の文字が書かれたNPO法人はあとスペースのロゴや県警キャラクターをデザインしたヘッドマークを取り付け運行しています。

令和2年現在、年4回（春・夏・秋・年末年始）の福岡県交通安全県民運動期間に合わせ実施されており、毎回約10日間、該当ヘッドマークを取り付けた列車が運行しています。

平成30年8月に甘木鉄道の協力を得て取組みを開始して以降、令和元年12月には取組みが県内全鉄道事業者に広がり、令和2年夏の交通安全県民運動の際には、11種類のヘッドマーク列車が運行しました。

列車の運行範囲は佐賀、鹿児島など九州内各地域に及び、ヘッドマークが広く人々の目に触れています。また、運行期間中は併せて駅でのデジタルサイネージの設置や、街頭での啓発活動を実施し、交通安全の啓発に寄与しています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭での啓発活動を中止しています。



今後の展望

コロナ禍により多くの活動が中止となる中、ヘッドマーク列車の運行により、交通安全に関する啓発を継続することができました。今後は感染症対策を講じた上で、駅構内でのキャンペーン実施等、対面での活動再開を目指しつつ、ヘッドマーク事業の継続を通して、飲酒運転の撲滅に向け取り組んでいきます。

協働ポイント・エピソード

普段から飲酒運転撲滅に取り組む NPO の高い認知度と鉄道警察隊の声掛けが相まって、各鉄道事業者から取組みへの協力を得ることができました。

また、NPO 法人はあとスペースの講演会の参加者からも大きな反応があり、相乗効果が生まれています。

なお、当取組みは鉄道雑誌への掲載や SNS での情報拡散を通じて、鉄道ファンからも注目を集めているほか、通勤・通学列車にマークが取り付けられていることで、福岡県を中心に様々な世代への取組みの周知、啓発に繋がっています。

市

高校生と大人のしゃべり場「変わりバンコ」

協働期間

平成 30 年 11 月～令和元年 11 月

協働のパートナー

行政 : 大牟田市生涯学習課、広報課
NPO : 市民活動団体「みらサポおおむた」
地域協働型
高校魅力化プロジェクトチーム

役割分担

行政 : 全体調整、講師・会場の手配
NPO : 企画、運営、広報

協働の背景

大牟田市では、進学・就職を契機とした若者の流出や、それに伴う人口減少が大きな課題となっています。

そこで市は、若者の定住促進に向け、市内に多くの高校があるというメリットを生かし、平成 30 年に地域協働型高校魅力化プロジェクトを発足。高校生へのキャリア教育支援を行う市民活動団体「みらサポおおむた」と協働し、市内の高校生と大人が参加する対話形式のワークショップ「変わりバンコ」を開催しました。

「地域協働型高校魅力化プロジェクト」とは

大牟田市の移住・定住施策の一環として立ち上げられ、市内 7 つの高校に通う生徒の代表 15 名で構成されるプロジェクトです。同世代の若者に大牟田市の魅力を知り愛着を持ってもらうことを目的に活動し、高校生自らが「魅力を再発見する体験」、「イベントの企画・運営」、「情報発信サイトの構築」、「サイトでの情報発信」を行いました。



(変わりバンコの質問づくり)



(映画「いのちスケッチ」撮影地巡り：大牟田神社)

取組の概要、成果

【高校生と大人のしゃべり場「変わりバンコ」】

日 時：令和元年 10 月 27 日（日） 14：00～15：30

会 場：大牟田市市民活動等多目的交流施設えるる 多目的ホール

テ ー マ：「自分の未来をひらく・大牟田の未来をひらく」

参加者：高校生 38 名、大人 53 名

これからの若者に求められる考える力、説明する力、言葉にする力を磨く場、若者が多様な人との関わりの中で将来のことを考える場を提供することを目的とする対話型のワークショップを開催しました。

高校生と大人が二重の円形に分かれて 1 対 1 で向かい合い、短い質問を交わし、質問が一往復したら高校生が隣の席へと移動し、以後それぞれ、対面の相手と「変わりバンコ」に質問する形で進んでいきます。「自分の未来をひらく・大牟田の未来をひらく」をテーマに、「生きる楽しさとは？」「大牟田の未来をつくるのは誰？」など、高校生と大人が一緒になり様々な思いを語り合いました。

当日は大牟田市出身で総務省の地域力創造アドバイザーでもある豊田庄吾さんをファシリテーターに迎え、副市長や県議会議員、消防士をはじめ、医療関係者や記者、住職、ミュージシャンなど様々な職種の大人が参加しました。



（プロジェクトメンバーによる受付）



（Q. 大人ってダメだなあとと思うことは？）



（ファシリテーターによるトーク後インタビュー）



（38人×38人の二重の円形）

参加者の声

○高校生から

・肯定してくれる大人がいることを知ることができ、経験に基づいて話して下さったので、すごく心に響きました。大牟田について話せたことも、大人の話聞いたのもとても楽しかったです。

・変わりバンコに参加する前と後では自分の不安が軽くなって将来への希望が大きくなりました。色々なことを吸収できたと思います。

○大人から

・大人と高校生が「真剣に」「じっくり向き合って」「様々なテーマで」話をできた貴重な機会でした。

・普段あまり高校生と話すことがないので、新鮮な気持ちで自分自身にも大変いい刺激になったし、自分自身を見つめなおす機会になりました。高校生が真剣に将来のこと、大牟田のことを考えていることが伝わり、大変うれしく思いました。

協働ポイント・エピソード

大牟田市は生涯学習課市民活動担当と広報課移住・定住担当が連携し、会場の確保や、団体、講師間の連絡・調整を実施。企画段階では、高校魅力化プロジェクトチームが高校生目線でワークショップの質問内容、チラシ構成をプロデュースしました。また、みらサポおおむたと高校魅力化プロジェクトチームそれぞれが、SNS 等を通して大人・高校生の参加者を募集し、当日は100人近くの参加者が集まりました。



広川チルドレンズパーク事業

協働期間

平成29年4月～ 継続中

協働のパートナー

行政 : 広川町 建設課、教育委員会事務局、福祉課、産業振興課、政策調整課 ほか

NPO : 子どもの遊び場づくり実行委員会
遊び場サポータークラブ ほか

役割分担

行政 : 企画、調整

NPO : 企画、運営、広報、実施

協働の背景

広川町では人口減少という課題の解決に向け、子育て支援やまちづくり事業等の取組みが実施されています。そんな中、町民アンケートでは子育て世代から「町内に公園が少なく、子どもが外で遊ぶ機会が減っている」「町中にもっと子どもの遊び場を増やしてほしい！」という声が多数挙げられました。そこで、新たに子どもの遊び場を整備するにあたり、広く町民の意見を集約し、町民との協働による子どもの遊び場づくりを推進するため、「子どもと遊び」について考える地域住民参加型のワークショップを取り入れた公園整備事業「広川チルドレンズパーク事業」を平成29年度から実施しています。

ワークショップの様子



取組の概要

【子どもの遊び場づくりワークショップ】

平成 29 年度、地域の PTA 会長や民生児童委員、公募住民、町職員からなる「広川チルドレンズパーク事業ワークショップ」を設置。NPO や大学教授がアドバイザーとして参加し、「子どもの遊び場基本構想」を策定しました。

以降、より魅力的な子どもの遊び場づくりを目指し、毎年ワークショップを開催しており、策定した基本構想に沿って令和元年 3 月、新しい公園「まち子のおにわ」が完成しました。公園には大型の遊具や広い敷地が無くて子どもたちが楽しめる遊び場づくりの工夫として、移動遊具（トランポリン、サイバーホイールなど）が設置されるなど、ワークショップを通して地域住民から提示された意見が各所に反映されています。

また、ワークショップでは、ハード面だけでなくソフト面の充実についても議論がなされました。

遊び場に求められる機能や、遊び場づくりを支援するサポーターの養成等について意見が交わされ、それらの意見もとに、遊び場イベント「広川チルドレンズパーク（通称：ヒロチル）」が企画・実施されました。

【広川チルドレンズパーク】

「遊びとコミュニケーション能力の関係」「遊びによる体力や創造性の向上」など、ワークショップで決定したテーマや企画をもとに、「子どもと遊び」に関する実証実験として、遊び場イベント「広川チルドレンズパーク」を実施しました。

町内の公園、広場等を会場に、移動式遊具や手作り遊具（竹製の滑り台など）を設置するほか、世界のおもちゃ体験や泥団子づくり、昔遊びなど、多数の体験遊びを実施しました。前日準備から当日運営まで、ワークショップ参加者が中心となる実行委員会や、地域のサポーター、協力団体、町職員が協力して行っており、令和元年度までに計 5 回開催され、令和元年 9 月に広川町産業展示会館で開催した 5 回目のヒロチルには、600 名を超える参加がありました。



今後の展望

新型コロナウイルスの影響により、現在は広川チルドレンズパークの開催は見合わせているものの、町民ボランティア主催の下、移動遊具を用いた遊び場イベント「ハコボックスプロジェクト」を年6回程度開催しています。

今後はより住民主体での企画・運営を目指しつつ、町内子育て世代の満足度の向上と、移住定住の促進に向け取り組んでいきます。

協働ポイント

地域住民が基本構想策定段階から積極的に事業に関わることで、公園完成後も住民主体での取り組みが継続しています。またNPOや大学、ボランティアセンター、商工会の協力により、ノウハウの提供や広報・人員協力を得ており、多様な主体が協働することで、それぞれの専門知識や強みを活かした事業実施が実現しています。

参考

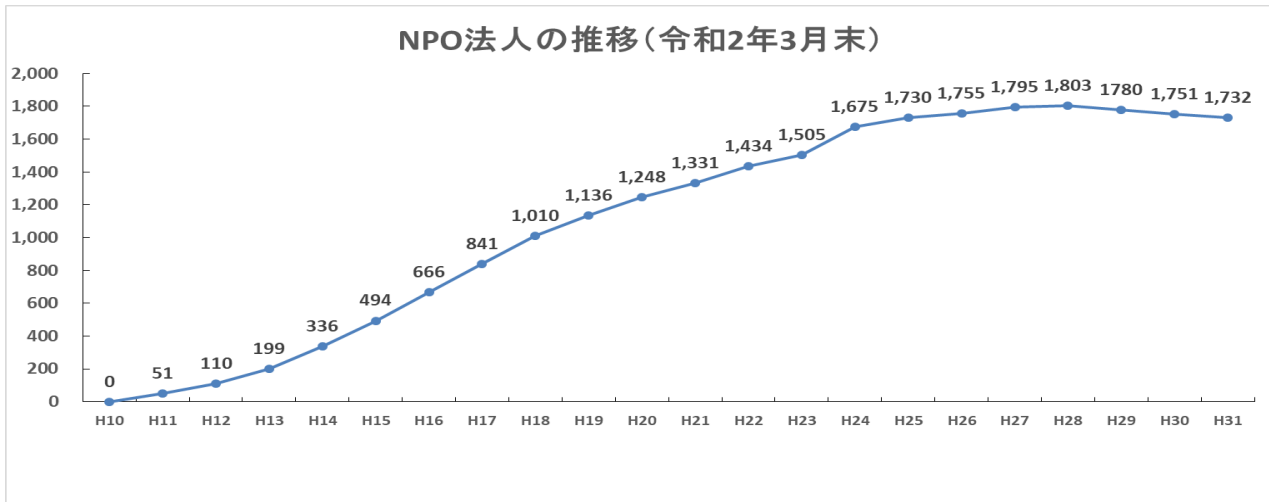
1 福岡県におけるNPO法人の現状

(1) 認証法人数の推移

福岡県内の認証法人数は、1,732 法人(令和2年3月末)であり、全国の法人数 51,269 (法人)の 3.4%を占めています。

都道府県単位で比べると、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、北海道、埼玉県、愛知県、千葉県に次いで9番目です。

なお、福岡県における認証法人数は、平成28年度まで増加していましたが、設立法人の減少及び解散法人の増加により、平成29年度に初めて減少に転じ、令和元年度も減少しています。



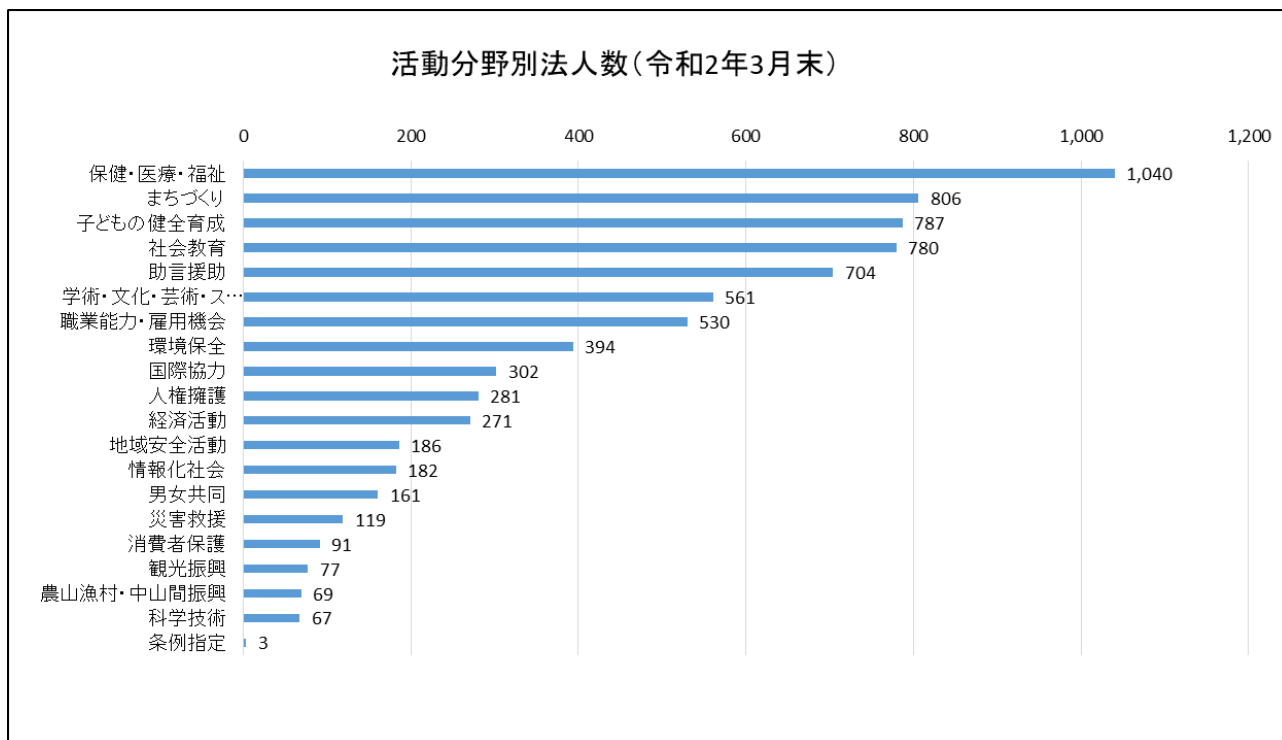
市町村別認証数(令和2年3月末現在)

市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数
福岡市	671	那珂川市	20	三潞郡大木町	8	八女郡広川町	4
北九州市	304	直方市	19	田川郡川崎町	8	田川郡添田町	4
久留米市	115	小郡市	16	宮若市	7	糟屋郡須恵町	3
飯塚市	46	柳川市	14	糟屋郡新宮町	7	築上郡築上町	3
太宰府市	37	大川市	14	遠賀郡岡垣町	7	遠賀郡遠賀町	2
糸島市	35	福津市	13	鞍手郡小竹町	7	築上郡吉富町	2
大牟田市	31	朝倉市	13	京都郡苅田町	7	糟屋郡久山町	1
八女市	31	筑後市	12	糟屋郡篠栗町	6	三井郡大刀洗町	1
大野城市	28	中間市	12	京都郡みやこ町	6	田川郡香春町	1
宗像市	28	嘉麻市	11	鞍手郡鞍手町	5	田川郡糸田町	1
筑紫野市	24	豊前市	9	糟屋郡宇美町	4	田川郡赤村	1
行橋市	21	糟屋郡志免町	9	糟屋郡粕屋町	4	田川郡福智町	1
春日市	21	朝倉郡筑前町	9	遠賀郡芦屋町	4	築上郡上毛町	1
田川市	20	うきは市	8	遠賀郡水巻町	4	合計	1,732
古賀市	20	みやま市	8	嘉穂郡桂川町	4		

(2) 活動分野

福岡県内の認証法人(1,732 法人)について、活動分野別にみると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を活動目的に掲げる法人が1,040 法人であり、全体の60%を占めています。

そのほか、「まちづくりの推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」を活動目的に掲げる法人がそれぞれ806 法人(46.5%)、787 法人(45.4%)となっています。



2 調査票

(1) 調査依頼文

別紙1のとおり

(2) 記入要領及び記入例

別紙2のとおり

※ 県、市町村、県警に対して調査を行っており、ここでは参考として、県への調査時に使用したものを掲載しています。

各 部 主 管 課 長
各 行 政 委 員 会 主 管 課 長
議 会 事 務 局 総 務 課 長
教 育 庁 教 育 振 興 部 社 会 教 育 課 長
企 業 局 管 理 課 長

殿

人づくり・県民生活部社会活動推進課長
(NPO・ボランティアセンター)

NPO・ボランティア団体と行政との協働事業実施状況調査について（照会）

本県では、福岡県総合計画において「心のぬくもりと絆を実感できる社会の実現」を目指しており、その取組の一環として、NPO・ボランティア団体と行政、企業など多様な主体が、知恵や力を出し合いともに支えあう「共助社会づくり」を進めています。

つきましては、本県におけるNPO・ボランティア団体との協働事業*の実態を把握するため、下記について、貴部（局）内の関係各課及び出先機関分を取りまとめの上、回答をお願いします。

なお、該当がない場合もその旨回答願います。

※例：協働委託、補助、実行委員会・協議会、共催、後援、物的支援、人的支援、アダプトシステム、事業計画段階への参加、情報交換・情報提供、指定管理などが該当します。
是非幅広くご回答ください。

記

1 調査票等

- (1) 調査票 … 令和元年度NPO・ボランティア団体との協働事業実績一覧
保存場所「J:¥01 調査・照会¥04 人づくり・県民生活部¥社会活動推進課 (20200415) 協働事業調査」
- (2) 記入要領 … 別添のとおり

2 提出方法

記入要領に従い調査票に必要事項を記入の上、「J:¥01 調査・照会¥04 人づくり・県民生活部¥社会活動推進課 (20200415) 協働事業調査¥03 各課保存先」内の各部（局）のフォルダに保存してください。

また、提出の際にはファイル名に保存日・課名・担当者名をつけて保存してください
例：【20200330 社会活動推進課 前田】

3 回答期限

令和2年4月15日（水）

※ この調査は各市町村にも別途依頼しています。

※ 回答いただいた内容は、県及びNPO・ボランティアセンターのホームページで情報提供します。

社会活動推進課NPO・ボランティアセンター 前田
T E L : 092-631-4415 (内線81-3784) F A X
: 092-631-4413
E-mail : nvc@pref.fukuoka.lg.jp

NPO・ボランティア団体と行政との 協働事業実施状況調査記入要領

1 調査目的

本調査は、福岡県及び県内の自治体におけるNPO・ボランティア団体との協働事業を把握し、今後の協働の促進に向けた施策の参考とするため実施するものです。

2 調査対象

NPO・ボランティア団体と、令和元年度に実施した協働事業の「実績」

<用語の定義>

○NPO・ボランティア団体

この調査における「NPO・ボランティア団体」とは、ボランティア団体や市民活動団体、特定非営利活動法人等の「自発的・継続的に社会的活動（活動の利益が専ら特定の個人や団体のためではなく、不特定多数の利益の増進に寄与するための活動）を行う営利を目的としない団体」をいい、公益法人等（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農業協同組合、生活協同組合、共済組合等）を除きます。

○協働

この調査における「協働」とは、「NPO・ボランティア団体、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること」と定義します。具体的な協働の例については、下記「5 協働の形態について」を御参照ください。

3 調査票の記入方法

平成31年3月の調査で御回答いただきました「平成30年度NPO・ボランティア団体との協働事業実績」の内容を入力していますので、「令和元年度NPO・ボランティア団体との協働事業実績」について、記入例をご覧の上、

- ① 事業内容に変更がある場合 … 朱書き訂正を行ってください。
- ② 事業廃止の場合 … 該当する事業の行の全てに斜線を引いてください。
- ③ 新たに事業を追加する場合 … 朱書きで追加入力してください。

※ ③につき、新たな事業に加え、昨年度調査での記入漏れ等の事業がありましたら、是非幅広く追記ください。

「活動分野」と「協働形態」について

3ページ以降に掲載している「4 活動分野について」及び「5 協働の形態について」の表を参照していただき、ご記入ください。

「協働実績」について

以下に該当する場合に記入ください。

→「協働形態」欄にて「協働委託」「補助」「指定管理」を記入した場合

→記入内容：「採択団体数」「セミナー・イベント等の開催回数」「のべ参加者数」

「実施費用」「採択件数」等の実績

なお、令和元年度実績集約中などの理由で記入が締切に間に合わない場合は「未」と記入ください。6月頃に改めて確認させていただきます。

「工夫した点」について

記載例を掲載しますので、調査票記入の際の参考にしてください。

- 例
- ・役割分担が明確にできた
 - ・NPOの独創的な発想を活かすことができた
 - ・事業に広がり生まれた
 - ・限られた資金の中で、効果を生むことができた

「特に効果があった事業」について

他のモデルとなるような先進的な事業であると思われるようなもの、他自治体などに広く広報したいような事業など、協働によって事業目的達成に高い効果があった事業については、「○」を入力してください。

「○」を入力していただいた事業については、協働のモデル事業として広報する候補にさせていただきますので、幅広にご紹介ください。

「担当者名」について

公開はせず、こちらから問い合わせをする際の参考とさせていただきます。

「更新/確認日」について

調査票が更新されているかどうかを確認するための項目になりますので、作業後、入力内容を確認した日付をご記入ください。

4 活動分野について

活動分野	説明
1	保健・医療・福祉の増進
2	社会教育の推進
3	まちづくりの推進
4	観光の振興
5	農山漁村・中山間地域の振興
6	学術・文化・芸術・スポーツの振興
7	環境の保全
8	災害救援
9	地域安全
10	人権擁護・平和推進
11	国際協力
12	男女共同参画社会の形成
13	子どもの健全育成
14	情報化社会の発展
15	科学技術の振興
16	経済活動の活性化
17	職業能力の開発・雇用機会の拡充
18	消費者の保護
19	1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
20	その他

5 協働の形態について

協働形態名	説明	実施例
協働委託	行政がNPO・ボランティア団体に対し協働になじむ事業を委託する形態	子どもの健全育成の活動を行うNPO・ボランティア団体に対し小学生向けの体験学習を実施する業務を委託。事業実施にあたり、行政は関係各所との連絡調整や広報を実施。NPO・ボランティア団体は事業の企画立案、運営全般を実施。
補助	NPO・ボランティア団体が主体的に行う事業に対し、その事業等を育成、助長するため金銭等を交付する形態	NPO・ボランティア団体の事業への経費助成を行う。
実行委員会・協議会	NPO・ボランティア団体と行政で実行委員会・協議会を組織し、主催者となって事業を行う形態	環境啓発に関するイベントの実行委員会にNPO・ボランティア団体が委員として参画する。
共催	NPO・ボランティア団体と行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態	児童虐待防止の啓発イベントを児童保護の取組を行うNPO・ボランティア団体と共催で実施する。
後援	NPO・ボランティア団体が行う事業に対し、行政の後援名義の使用を認めて支援する形態	NPO・ボランティア団体が実施するイベントへの後援を行う。
物的支援 (公の財産の使用等)	NPO・ボランティア団体に対し、公共の空き施設を提供することや、活動に必要な物品や用具等を支援する形態	NPO・ボランティア団体に対し、会議室の無償貸し出しを行う。
人的支援	NPO・ボランティア団体が行う活動に対し、職員の派遣等を行うことにより支援する形態	NPO・ボランティア団体が主催するフォーラムの受付補助をする。
アダプトシステム	地域に密着したNPO・ボランティア団体がある地域にある道路や河川などの「里親」となって清掃や植生管理などを行う。行政と協定書を結び、行政は必要な用具の貸与や損害保険の負担、活動団体の掲示などを行う形態	協定を結んだNPO・ボランティア団体に用具を貸し出し、河川敷地等の清掃を行ってもらう。
事業計画段階への参加	事業検討の際にNPO・ボランティア団体から提案を受けるなど県民ニーズや協働事業に関する意見を求める形態	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等にNPO・ボランティア団体に参画してもらい意見を求める。 ・NPO・ボランティア団体からの政策・事業提案を募集する。
情報交換・情報提供	双方が持っている情報を積極的に提供し、活用し合う形態	NPO・ボランティア団体との意見交換会の開催
指定管理	公の施設の管理運営をNPO・ボランティア団体に委ねる形態	体育施設等の指定管理
その他	上記の形態に当てはまらない項目	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO・ボランティア団体が主催するイベントの広報協力 ・ボランティア募集の補助 ・NPO・ボランティア団体が実施する事業に対する関係機関との連絡調整

福岡県NPO・ボランティアセンター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎5階

TEL : 092-631-4411

FAX : 092-631-4413

e-mail : nvc@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料

分類記号	行政コード
JB	5200116
登録年度	登録番号
02	0002